

<b>第 1 1 0 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録</b>		
開催日時	平成29年2月3日（金）午前9時30分から午後0時15分まで	
開催場所	奈良市役所北棟6階 第21会議室	
議案	<p>1-1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）について（市決定）</p> <p>1-2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更（案）について（市決定）</p> <p>1-3 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（案）について【大宮通り交流拠点地区地区計画】（市決定）</p> <p>2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更（案）について（県決定）</p> <p>3・4・128号 大安寺柏木線（JR新駅西口駅前広場を含む）</p>	
出席者	委員	伊藤（忠通）会長、前迫副会長、朝廣委員、伊藤（剛）委員、井上委員、魚谷委員、大窪委員、大西委員、川村委員、佐藤委員、下村委員、杉江委員、松石委員、松村委員（代理出席 伴氏）、山本（憲宥）委員、山本（直子）委員【計16人出席】（今井委員、中野委員、増井委員は欠席）
	事務局	津山副市長、喜多都市整備部長、岡本都市整備部理事、宮本都市整備部次長、角井都市計画課長、中原開発指導課長、鍛永都市計画課長補佐、森川都市計画課長補佐、三山開発指導課長補佐、中川建築指導課長補佐、北垣内景観課長補佐、扇谷都市計画課土地利用係長、小林都市計画課都市基盤整備係長、北野建築指導課審査係長、佐々木景観課計画係長 他【計18人出席】
開催形態	公開（傍聴人1人、報道関係者1人）	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1-1号議案、第1-2号議案及び第1-3号議案は原案どおり可決された。</li> <li>・第2号議案は原案どおり了承された。</li> </ul>	
担当課	都市整備部都市計画課	
<b>開 会</b>		
司 会	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第110回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、本日、お忙しいところ出席を賜り、本当にありがとうございます。</p> <p>また、日ごろから奈良市政にご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、まず事務局を代表いたしまして、副市長の津山から皆様</p>	

にご挨拶を申し上げます。

副市長

おはようございます。

本日は本当に今も司会からありましたように、お忙しい中、こうしてお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

そしてまた、この本審議会におきましても、これまでも奈良市のまちづくりにつきまして、多くのご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

そのいろいろなご提言をいただく中でこれからの奈良市、そして未来の奈良市づくりに私たち努めているところでございます。ただいまちょうど時期的には新年度の29年度の予算編成のさなかでございます。これまでいただいたご意見を参考にしながら、今編成を進めているところでございます。間もなくまたその内容をまた発表させていただくところでございますけれども、今後ともご指導、そしてまたご意見、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

内容でございますけれども、本日はお手元の次第にもございますように、審議の案件につきましては、まず1つはこの市役所の前、旧奈良警察署、そして県営プール跡地の用途地域、防火地域及び準防火地域の変更及び地区計画につきましてご審議をいただきたいと思っております。

この場所は県の事業ではございますけれども、高級ホテル、そしてコンベンションセンター等の建設が予定されており、この市役所周辺も様変わりすると思っております。これにつきましてのご意見を頂戴いたしたいと思っております。

もう一点につきましては、27年度、昨年度におきましてご審議をいただきました新駅付近、これにつきまして、新たな都市計画道路の大安寺柏木線の新設につきまして、新駅から国道24号への新しいアクセスとしての改良になります。この交通渋滞の緩和等に資していただけるものと本日提案させていただいております。

いずれにつきましても、奈良市につきましても重要な案件でございます。本審議会におきまして、いろいろなご意見を賜って、今後に資してまいりたいと思っております。今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

司 会

本日、司会進行役を努めさせていただきます、私は都市計画課長補佐の鍛永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。お手元には、次第、A4サイズ1枚、審議会委員の名簿、A4サイズ1枚、それから案件であります1-1号議案、1-2号議案、1-3号議案、及び第2号議案の資料がA3サイズで1冊でございます。

資料はおそろいでしょうか。

それでは、第110回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。

伊藤会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

会 長 では、早速でございますが、今から第110回奈良国際文化観光都市建設審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

議事に入ります前に、まず事務局から委員の出席状況について報告をお願いいたします。

司 会 それでは、ご報告申し上げます。

現在の当審議会委員総数19名のところ、本日出席いただいております委員の皆様は16名でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの報告によりまして、出席委員数が過半数を上回っておりますので、当審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本日の審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の傍聴希望者の状況と報道関係者の写真撮影の取材希望について、何かございましたら事務局からお願いします。

司 会 ご報告申し上げます。

本日の傍聴希望者は一般の方が1名、報道関係の方が1名でございます。

報道関係の写真撮影の取材希望は1件でございます。

会 長 ありがとうございます。

当審議会の会議の公開に関する取扱方針によりまして、当審議会については公開及び傍聴を行うことになっておりますが、本日の審議の傍聴につきましては異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

会 長 異議なしということでございます。

傍聴人の方に入室していただきたいと思っております。事務局、よろしくをお願いします。

傍聴の方に申し上げますが、議事に入りますと、写真撮影はご遠慮いただきたいと思っておりますので、ご協力よろしくをお願いします。

今、撮影されるんでしたら、今、どうぞお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、これから議事に入りたいと思っております。

委員の皆様には、十分にご審議いただきたいと思っております。

なお、審議の終了予定時刻でございますが、11時30分を考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

改めまして、本日ご審議いただく案件について申し上げます。

まず1つ目、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）について、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更（案）について及び大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（案）についてでございます。

なお、この3議案につきましては、市決定分でございますので、後ほど一括で説明させていただきまして賛否を問いたいと思います。

それから、もう一つ、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更（案）について、これは県決定分でございますので、この議案につきましては、ご意見を委員の皆様方から頂戴したいと思います。

それでは、最初に議案1-1、1-2、1-3につきまして事務局から説明をお願いいたします。

#### 議事の内容

1-1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）について（市決定）

1-2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更（案）について（市決定）

1-3 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定(案)について【大宮通り交流拠点地区地区計画】（市決定）

案件については原案どおり可決された。

#### 〔質疑・意見の要旨〕

事務局 都市計画課の扇谷でございます。よろしくお願いたします。

本日ご審議いただきます案件1-1、用途地域の変更（案）、案件1-2、防火地域及び準防火地域の変更（案）、案件1-3の大宮通り交流拠点地区地区計画の決定（案）につきましては、内容がお互いに関連しておりますので、3つの案件を続けてご説明させていただきます。お手元のA3サイズの資料に沿って説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料1-1ページをごらんください。

今回の都市計画変更を行う変更区域の位置についてご説明申し上げます。

図面は用途地域の指定図面となりますが、中心付近にJR奈良駅が位置し、近鉄奈良駅や新大宮駅、奈良市役所や周辺の幹線道路沿道は道路整備や面的開発など都市の発展を計画的に誘導するため、商業地域も徐々に拡大され、現在に至っております。

なお、図面西側に案件1-1の用途地域並びに案件1-2の防火地域及び準防火地域の変更区域を赤枠で示しております。

赤枠の中に一部重なりあった青色の破線で囲まれた区域が案件1

ー 3 の大宮通り交流拠点地区地区計画の区域となっております。

続きまして、資料 1 - 2 ページをごらんください。

次に、都市計画の上位計画における位置づけについてご説明させていただきます。

都市計画では、長期的な視点に立った上で都市の将来像とその実現に向けての大きな道筋をあらかじめ示しておくものとして、都市計画区域マスタープランを策定しています。

この都市計画区域マスタープランは都市計画法によって全ての都市計画区域において策定することが義務づけられており、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で、今後 10 年間の都市計画の基本的な方向性を示すものです。

また、個々の都市計画や市町村の都市計画マスタープランは、この都市計画区域マスタープランに即して定められることとなります。

資料のイメージ図は奈良県都市計画区域マスタープランの奈良市を含めた奈良県北部地域の将来都市構造のイメージ図となっており、中心の赤丸部分が奈良中心拠点を示しております。

平成 23 年に策定されました奈良県の都市計画区域マスタープランでは、奈良市の中心部一帯は橿原市の中心部とともに二大拠点の 1 つとして奈良中心拠点到位置づけられ、商業・業務機能、観光交流機能、文化機能、居住機能を有する拠点の形成を目指しております。

また、多様な宿泊施設・ターミナル機能の集積などによる観光交流拠点の形成を都市の将来像としております。

続きまして、資料 1 - 3 ページです。

奈良市の都市計画における基本的な方針となっております奈良市都市計画マスタープランにおける位置づけについてでございます。

本市の都市計画マスタープランは全体構想と地域別構想からなり、全体構想では都市の将来像の骨組みとなる都市構造などを示し、地域別構想では、地域の特性に応じた地域の将来像を示しております。

資料の図面は地域別構想の地域別方針図となっております。

今回の変更対象区域周辺は都市拠点として位置づけられ、商業・業務機能、観光交流機能、文化機能、行政機能等の充実を図り、本市だけでなく、県域及び京都府南部など、より広域的な地域を対象として拠点性を高めていくことを都市の将来像としております。

また、都市計画道路大宮通り線及び都市計画道路三条菅原線の整備完了に伴う土地利用の整序を図るとともに、県営プール跡地や奈良警察署跡地などの大規模空地については、観光交流機能の整備促進を地域づくりの方針としております。

資料 1 - 4 ページをごらんください。

今回の都市計画変更を行う区域付近の平成 26 年撮影の航空写真

となっております。

赤枠が用途地域などの変更を行う区域、青破線が大宮通り交流拠点地区地区計画の区域となっております。

変更区域は奈良市役所南側に位置し、区域内にあった県営プールは平成20年に解体され、奈良警察署につきましても移転に伴い平成26年に解体され、その跡地では現在、奈良県により大宮通り新ホテル・交流拠点事業が進められております。

また、周辺の道路の整備状況といたしましては、平成24年度に事業が完了いたしましたJR奈良駅付近連続立体交差事業にあわせて、当地区周辺の都市計画道路の拡幅整備が行われ、地区の北側には、都市計画道路大宮通り線、南側には都市計画道路三条菅原線が接道し、さらに変更区域の中心には、南北に都市計画道路三条法華寺線が整備された交通至便な地区となっております。

資料1-5ページをごらんください。

現在、奈良県が進めております大宮通り新ホテル・交流拠点事業の概要となっております。

県営プール跡地及び奈良警察署跡地の大規模空閑地を利活用して、奈良での滞在型観光・人々の交流を促進する新たな拠点を創出するため、国際級ホテルであるJWマリオットホテルを核に、奈良県がPFI事業により整備を行う交流拠点施設、新NHK奈良放送会館の移転などとの一体的な整備が予定されており、奈良県及び近隣府県を含めた滞在型観光の拠点として、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催までのまちびらきを目指しております。

交流拠点施設の概要につきましては、延べ床面積約35,000平米、地下2階、地上2階、一部3階とし、コンベンション施設、観光振興施設、屋内多目的広場、屋外多目的広場、地下駐車場などが一体的に整備され、区域内の西側には大宮通りと三条通りを新たに結ぶ南北の新設道路が整備される予定となっております。

また、この新設道路の西側の出っ張った部分には、地上駐車場・バスターミナルなどが整備される予定となっております。

資料右側には、現時点での県の交流拠点施設とJWマリオットホテルのイメージ図を掲載させていただいております。

全体の配置につきましては、③の全体配置イメージをごらんいただきたいのですが、区域西側に南北の新設道路、敷地北側の大宮通りに面した敷地がホテル事業用地、その南側が県事業用地としてコンベンション施設などの交流拠点施設用地、さらに南東の緑色の角地部分がNHK事業用地となっております。

続きまして、資料1-6ページをごらんください。

案件1-1の用途地域の変更案についてご説明させていただきます。

す。

用途地域の変更の理由といたしましては、当地区周辺は、奈良市都市計画マスタープランにおいて都市拠点として位置づけられているとともに、地域づくりの目標として、国際文化観光都市・奈良の魅力向上を図り、大宮通り線及び三条菅原線の整備完了に伴う土地利用の整序を図るとともに、大規模空地については、観光交流機能の整備促進を地域づくりの方針としております。

今回、周辺道路などの基盤施設整備の進捗状況に合わせ、奈良県によるこれらの方針を踏まえた大宮通り新ホテル・交流拠点事業が具体化され、こうした施設整備などによる新たな滞在型観光拠点づくりに対応した用途地域へ変更する必要が生じたため、適正な用途地域へ変更を行うものとなっております。

用途地域の変更内容としましては、変更区域の面積が現行の第1種住居地域が約0.6ヘクタール、第2種住居地域が約5.6ヘクタールとなっており、合計の約6.2ヘクタールの区域を商業地域へ変更を行うものです。

なお、建築物の密度構成につきましては、商業地域における標準的な80%の建ぺい率と400%の容積率を定めるものとしております。

続きまして、資料1-7ページをごらんください。

左側の図面が変更区域の現在の用途地域の指定状況となっております。

赤枠が変更区域となっておりまして、第2種住居地域が約5.6ヘクタール、変更区域の右下の黄色の部分が第1種住居地域で約0.6ヘクタールとなっております。

第1種住居地域と第2種住居地域につきましては、建ぺい率が60%、容積率が200%となっております。

右側の図面が今回の用途地域の変更案となっております。

変更区域の北側と東側は商業地域が指定されており、変更区域の今後の土地利用計画の状況や市街地の連続性なども考慮し、変更区域南側は都市計画道路三条菅原線から30メートルまでの範囲で、さらに変更区域西側は県の交流拠点事業で施工されます南北の新設道路までの範囲約6.2ヘクタールを商業地域へ変更を行うものとなっております。

資料1-8ページをごらんください。

奈良市全体の用途地域指定面積一覧の変更前後対照表となっております。

先ほどご説明させていただきました第1種住居地域と第2種住居地域からの商業地域への変更内容を反映したものとなっております。

グレーの部分が変更箇所を示しており、変更後の指定面積を記載しております。

なお、上段の括弧書きは変更前の指定面積となっております。

続きまして、資料1－9ページをごらんください。

案件1－2の防火地域及び準防火地域の変更案についてご説明させていただきます。

左側の図面が変更区域周辺の防火地域と準防火地域の総括図となっております。赤斜線が防火地域、青斜線が準防火地域となっております。

赤枠が今回の変更対象区域となっております。案件1－1の用途地域の変更を行う区域と同一の区域となっております。

なお、防火地域、準防火地域とは、都市計画法に定める地域地区の1つで、市街地における延焼及び類焼による火災の危険性を防ぐため、本市では基本的に商業地域内の市街地の中心部や災害時に緊急車両が通る幹線道路沿いには防火地域を指定し、近隣商業地域や市街地の周辺部など比較的建物の密集度が高い地域には準防火地域を指定しております。

防火地域内の建築物につきましては、原則として、その規模に応じ耐火建築物または準耐火建築物とする制限となり、また準防火地域内の建築物につきましては、延焼の抑制を図るため、規模に応じて防火措置を行う制限となります。

今回の防火地域及び準防火地域への変更理由ですが、用途地域の変更に合わせ、区域内における火災の危険性を防ぐため変更するものとし、変更前の奈良市全体の防火地域の面積が約182ヘクタール、準防火地域の面積が約352ヘクタールとなっております。

今回の変更によりまして、変更後の防火地域面積が約3.6ヘクタール増加し、約185.6ヘクタール、準防火地域の面積が約2.6ヘクタール増加し、約354.6ヘクタールとなります。

資料1－10ページをごらんください。

防火地域及び準防火地域の現行と変更案の計画図となっております。

現在、赤枠の変更区域では、防火地域と準防火地域の指定はありませんが、商業地域の場合は市街地の不燃化を促進する観点から、区域内における火災の危険性を防ぐため、本市では防火地域または準防火地域を定めております。

このことから、右側図面の変更案では、変更区域内の幹線道路である東西の都市計画道路三条菅原線及び南北の都市計画道路三条法華寺線の沿道30メートルの範囲で防火地域の指定を行います。面積は約3.6ヘクタールとなっております。



また、防火地域以外の青斜線の区域につきましては、準防火地域の指定を行い、面積は約2.6ヘクタールとなっております。

続きまして、資料1-11ページをごらんください。

案件1-3の地区計画の決定案、大宮通り交流拠点地区地区計画についてご説明させていただきます。

今回、地区計画の決定を予定している区域は奈良県が整備を進めております大宮通り新ホテル・交流拠点事業の区域、約3.2ヘクタールとなっております。

地区計画の名称は大宮通り交流拠点地区地区計画として、区域内での事業の概要は先ほどご説明させていただきましたとおりですが、奈良県が整備を行う交流拠点施設、国際級ホテルの誘致、NHK奈良放送会館の移転などとなっております。

次に、本地区計画の概要についてでございますが、本地区は市の中心部に位置し、日本でも有数の歴史的・自然的な観光資源が存在する奈良公園と平城宮跡の間にあるとともに、これらの資源をつなぐ都市計画道路大宮通り線及び都市計画道路三条菅原線に面する地区であり、滞在型観光と地域交流を促す複合的なにぎわいと交流の拠点整備が進められております。

本地区計画はこのにぎわいと交流の拠点にふさわしい健全な市街地と滞在型観光の拠点としての機能の形成を図るとともに、地区周辺の住環境との調和を図るために定めるものとなっております。

なお、土地利用の方針といたしましては、変更案の用途地域を基本として、本地区を2地区に細分化し、それぞれの地区の特性に合わせて土地利用の方針を定めております。

A地区は変更案の商業地域となっており、滞在型観光と地域交流を促す土地利用として交流拠点施設、ホテル、NHK施設などにぎわいと交流の拠点となる適切な土地利用の誘導を図り、B地区は現行の第2種住居地域となっておりまして、隣接するA地区の利用客の駐車場やパーク&バスライドの拠点となるバスターミナルなどを配置し、周辺環境に配慮した土地利用を誘導するものとしております。

資料1-12ページをごらんください。

資料1-12ページと1-13ページには、本地区計画の計画書を掲載させていただいております。

地区計画の目標や土地利用の方針につきましては、先ほど説明させていただいたとおりです。

1-12ページ、右側の計画書の上段に、地区整備計画の建築物の用途の制限について記載しております。建築物の用途の制限につきましては、青少年の健全な育成や良好な都市環境を阻害するおそれのある建築物の用途の制限を定め、具体的にはA地区、B地区ともにマー

ジャン屋、パチンコ屋、射的場、勝ち馬投票券発売所などや工場について建築できないものとして用途の制限を定めております。

なお、A地区につきましては、商業地域となる予定であることから、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、ストリップ劇場など、またラブホテルについても建築できないものとして用途の制限を定めております。

さらに、建築物等の形態または意匠の制限につきましては、統一感のある建築物等の意匠確保など、良好な都市景観を形成するため、建築物の外壁や屋根の色彩、意匠について制限を定め、建築物全体の調和に配慮するなどのA地区、B地区共通の制限を定めております。

資料1-13ページをごらんください。

左側の別表第1は計画書の別表となっておりまして、建築物等の形態または意匠における色彩の制限を示しております。

色彩基準である色の三属性（色相、明度、彩度）をマンセル表色系によって表現し、景観計画の内容に準じた外壁や屋根の色彩制限を定めております。

右側の図面が地区計画の計画図となっております。

A地区とB地区の2地区をあわせた黒枠の区域が地区計画区域で、A地区は案件1-1の用途地域の変更案の商業地域の区域となっております。

B地区につきましては、現行の第2種住居地域で、利用客の駐車場やバスターミナル用地となっております。

参考のため、変更後の商業地域の区域界を図面の中で赤破線でお示しさせていただいております。

次に、資料1-14ページをごらんください。

都市計画変更の手続きの状況についてご説明させていただきます。

昨年（平成28年）9月25日に、奈良県と奈良市の合同で、事業の概要と都市計画変更などに関する説明会を周辺住民の皆様を対象に実施し、ご意見を伺いました。

説明会では都市計画変更や県の交流拠点事業実施そのものに反対するようなご意見はありませんでしたが、工事中や施設完成後の騒音対策などについてご意見があり、この対応につきましては、設計の進捗に合わせて、事業者が具体的な内容がお示しできる時期に、改めて説明の機会を設ける予定と聞いております。

また、平成28年10月23日に用途地域の変更案、防火地域及び準防火地域の変更案を作成するための公聴会の開催を予定しておりましたが、公述を申し出される方がおられなかったため開催はいたしませんでした。

その後、奈良県との事前協議を経て、昨年（平成28年）12月5日

から12月19日までの2週間の間、用途地域の変更案、防火地域及び準防火地域の変更案、地区計画の決定案、それぞれの都市計画（案）につきまして、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を実施いたしました。

その結果、防火地域及び準防火地域の変更案と地区計画の決定案について意見書の提出はございませんでしたが、用途地域の変更案につきましては、変更区域外の住民の方から意見書の提出が1件ございました。

意見書の要旨はページ右側に記載しておりますが、「ホテル事業区域のみならず、周辺の住宅地まで商業地域へ変更されることになっており、計画の見直しを求める。」というものでございました。

いただいたご意見に対する奈良市の考え方でございますが、変更区域につきましては、奈良市都市計画マスタープランに掲げる地域づくりの方針や変更区域内の基盤整備の進捗状況並びに市街地の連続性などを総合的に勘案し、当該区域を商業地域に変更する案としたところです。

なお、ご指摘のとおり建ぺい率と容積率の緩和などによって土地利用の増進が今後図られる可能性があります。建築物の高さ制限である高度地区は、市街地の環境を維持するため、現行の25メートル高度地区から変更は行わないものとしており、都市計画を決定、または変更する際には、都市計画法に定められた説明会、公聴会や縦覧などの手続きを行っているところでございます。

最後に、資料1-15ページをごらんください。

今回、高度地区の変更は行いませんが、参考図面として現在の変更区域周辺の高度地区の指定状況の図面を掲載させていただいております。

変更区域北側の大宮通り沿道は建築物の高さの最高限度が31メートルとなる、31メートル高度地区が指定され、赤枠の変更区域を含めた東側と西側につきましては、25メートル高度地区が指定されている状況となっております。

以上で案件1-1の用途地域の変更（案）、案件1-2の防火地域及び準防火地域の変更（案）、案件1-3の大宮通り交流拠点地区地区計画の決定（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

では、ただいまご説明いただいた案について、内容についてのご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

ご質問、どうぞ。

大窪委員

立命館大学の委員でございます。ご説明ありがとうございます。

幾つか防災面で少し気になることがありましたので、補足説明をいただきたいと思っております、最初がまず1-5ページになるかと思うんですけれども、滞在型観光の拠点化ということで、駐車場とバスターミナルにいわゆるB地区を該当させるというようなご説明だったと思うんですが、説明の中で駐車場に地下の駐車場と地上の駐車場があるというふうに聞いたんですが、これはどちらも地上が正解でよろしいのでしょうか。

というのも、滞在型観光の拠点化ということで、バスターミナルも併設されるということですので、実際、かなりの車両の利用者が出てくるというふうに思ったものですから、駐車場のキャパシティのことを考えていきますと、交通インフラに与える影響ということで、どれぐらいの流出入があり得るのかということが少し気になっております。

この案でいきますと、恐らくは道路用地と書いてあるところからパーキングに入るということなので、直接大宮通りとか三条通りからの流入による障害というのは最小限になるのかなというように思ったんですけれども、この部分の地上パーキングについてはこういう趣旨になろうかと思うんですが、もしこれとは別に地下パーキングが設定されるのであれば、そのあたりの対策がどうなっているのかというのが1つ気になっております。

順番に言ったほうがいいですかね。

会 長  
大窪委員

いや、まとめて。

まとめて、はい、わかりました。

もう一点が1-10のページに関連しまして、防火地域と準防火地域の変更ということで、基本的にはこれまで特に準防火地域でも防火地域でもなかったところを活用するに当たって、防火地域、準防火地域に指定するという自体は、都市防災上、非常に大切なことではないかなというふうに思います。ただ1点といいますか、1-10の右側の変更案の中で、準防火地域が2つ設定されていると思うんですけれども、いずれも飛び地といいますか、非常に小さい。特に右側の東側の準防火地域が恐らくなんです、ざっと見て、わずか1.3ヘクタールの島状に準防火地域が残る形になっているんですが、都市防災という視点から、考えていきますと、これぐらいの小さな飛び地であれば、むしろ防火地域にすべきだったのではないかと思われるのですが、ここを準防火地域に残した理由というのがわかればぜひ教えていただきたいということでございます。

それと、もう一点、最後なんです、これはちょっと直接これに関係するかというか、上位計画とのかかわりになってくると思うんですが、もともと県営プールがあったところを今後活用して、こういった

滞在型観光の拠点にしていくということで計画が立てられています。これについて地域防災計画では、これはちょっと私もちゃんと確認できていないので確認していただきたいんですが、恐らく県営プールがあったときはこの県営プールの水量が恐らく地域の防災水利として勘案されている可能性があったのではないかというふうに思われます。これがなくなるに当たって、もちろん都市防火上のいわゆる防災・防火水槽等の配置計画に影響がなかったのかなという懸念が一つあります。あわせて、たくさんの来訪者の方がこのエリアにいらっしゃるということを考えていきますと、大規模災害時には恐らく多くの帰宅困難者が発生すると思われますので、現在整備予定になっております地上パーキングも含めて、そういった一時避難や帰宅困難者対策についても計画上、配慮をすべきと考えます。せっかくパーキングになっているのであればそれを活用するであるとか、あるいはプールが無くなったその不足分の防災水利について、地域の河川活用を図るとか、佐保川の河川活用を図る等の代替措置が図られてしかるべきではないかというふうに思いましたので、そのあたり地域防災計画との整合について補足説明をいただいたらありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

会 長       それでは、事務局、以上3点のご質問、駐車場の件とあと防火地域、それから防災対策というんですかね、ご回答をお願いできますか。お願いします。

事務局       都市計画課からご回答させていただきます。

まず、1－5ページの中で駐車場の配置、地下部分、地上部分、どういうふうな内容かというご質問であります。1－5ページ、右側の下段、③全体配置イメージの中でご説明させていただきます。

大宮通りから三条通りにかけてまして、新たに道路用地ということで、これの西側部分、西に出っ張っている部分、こちらが地上の駐車場で、バスターミナル的な利用をされるような土地利用と聞いております。反対側に道路用地から東側部分、県事業用地という部分の地下1階と2階に乗用車の駐車場を計画されているというように奈良県のほうから現段階で聞いておる内容であります。

それと、1－10ページ、防火、準防火地域の変更案の中の右側の変更案の準防火地域、小さいエリアが2つあるということで、特に東側がかなり島状に残ってしまうという部分ですが、現在、戸建て住宅が数軒、既存でありまして、その辺りを考慮し、また奈良市内で建物の密集度が高い地域については準防火地域の指定を行っている関係から、準防火地域を指定しております。逆に幹線道路沿い、南北の幹線道路、南側の東西の幹線道路沿いの沿道30メートルを防火地域に指定するというのを重視した結果となっております。

それと、3点目にご質問いただいています防災計画、地域防災の關係の計画で、こういった県用地についての帰宅困難者対策とか、災害防火対策、これについてなんです、これから奈良県のほうでこういった大きい施設ですので、具体的に設計が進んでいく中で、帰宅困難者対策とか防災対策を考慮していただくことになるかと思うんですが、具体的に現在のところ、こちらのほうで把握はしておりません。以上です。

大窪委員      ご説明ありがとうございました。

1－5ページのほうは、地上式のパーキングやバスターミナルへの車両の出入りについては新たにつくる道路用地を経由しますので、大宮通りや三条通りからの流出入についてはさほど大きな問題にならないと思います。しかし一方で留意事項として、特に東側のホテルやNHKさん等、地下1、2階の駐車場ができるということで、恐らく歩道を横断して車の流出入が出てくることとなります。そのあたりを、ここはやはり歩いて回れることが非常に重要だと位置づけられますので、駅方面から歩いてこられる観光客の方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、当たり前のことかもしれないんですが、そういった車道は、歩道を横切る場合の流出入に関して注意をしてほしいということをご希望したいというふうに思います。

2点目のほう、一部島状に準防火地域が残っている理由ということなんです、ここに今、現状、戸建て住宅があるということで、これは日本全国よくあるケースではあると思います。ただやはりこの場合は、将来の都市計画について審議をする場なので、ここでもともとあるからこうしていますという形だと、将来もこのままでいいのかということの恐らく見識を問われるものと思います。現状は建っているということではいいかもしれないんですが、将来にわたってこのままでいいのかというのは、やはり考慮しなければいけないと思いますので、これも申し送り事項などの形で残していただきたいというふうに思っております。

あわせて3点目、地域防災計画との整合ということで、現状こういった計画になっているのかがまだ確認できていないということですので、このあたりも防災水利の確保と帰宅困難者対策のためのスペース確保という2点の観点から、考慮をしっかりとっていくようにということをご希望したいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございます。

会 長      ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

どうぞ。

伊藤委員

市会議員の伊藤でございます。お世話になります。

今のご質問にちょっと重なるところもあるんですが、1-5の資料のところなんです、このホテル兼事業用地の西側の道路用地はすみません、このあたり私は地理もちょっと余り詳しくないんですが、道路が新設になるのか、従来ある道路を拡幅か、あるいは改良するのか、そしてまた市の管理道の予定なのか、それとこの今もちょっと歩行者との安全対策をおっしゃられたんですけれども、道路の渋滞というか、信号の設置も含めて、大宮通りと三条通りのこの交通への影響、その辺の対策をどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。よろしく願います。

会 長  
事務局

どうぞ、回答してください。

お答えいたします。

1-5ページの③の全体配置イメージで書かれています道路用地南北の道路、新設になるんですが、奈良県で整備される新設の県道になる予定となっております。

それと、信号処理につきましては、北側、大宮通りに接続する交差点部につきましては、信号は設置されないと聞いております。南側、三条通り側に面するところは既に信号交差点になりますので、そこは信号処理されることとなります。

先ほどのご質問にもいただいていました駐車場の出入りの関係で、恐らくこちらの道路用地、新たにつくる県道が駐車場へのアクセスとなる道路になるんじゃないかと。それで奈良県、奈良県警とも協議されているということで、できるだけ大宮通りと三条通りが渋滞にならないような対策として、新設道路を計画されたと聞いております。

以上でございます。

伊藤委員

相当大きな駐車場で満杯になりますと、かなり影響があると思いますので、またそのあたり県警とのご協議も進めていただきまして、あらゆる事態を想定、対処できるような形でよろしく願いたいと思います。

会 長

では、ほかに。

前迫委員。

前迫委員

失礼します。計画自体、非常に夢のある計画で、実現するといいなと、前向きに考えていますけれども、先ほどからもう既にご指摘の点になりますが、交通量とか、コンベンションセンターでキャパが幾らかということと、NHKに訪れる方、あるいはホテルに訪れる方、交通量、先ほどから信号をつけるとか、新道をつくるとか、いろいろな話が出ていますが、交通量のシミュレーションとか防災時の話も出ていましたが、防災時のときには人がこういう動きをするから歩道としてはこれぐらいは必要であるとか、その辺の具体的な案というのはど

の程度詰められているかというか、今計算して、今後こう動く予定であるとか、もう少し具体的な話をお聞きしないと、できるであろうみたいな、結構前向きで、多分こうなりますとか、多分こうだろうとか、みんな今の段階では計画なのでそういうご説明なんですけど、本当にここにこの施設をつくるのが妥当であると、つまり交通量の面からもこういう誘導ですね、どこからどう入って、大阪側から来る人はこういうようなルートをとってこう入るので渋滞が起こらないとか、あるいは京都側から来ればこうなるからとか、歩いて来る方はこういうルートをとれるので適切であるとか、その辺の考える根拠となるものが結構ないので、絵図とといいますか、こういう施設が建つというその具体案はいただいているんですけども、周辺の整備について、これくらいもう明確になっているとか、今後こういうように進んでいくとか、その辺がもう少しわからないと、ちょっといいとも悪いとも判断しがたい部分があるんですけども、そのあたりはどのようなスケジュールで徐々に詰められていくのかということも補足的に教えていただけるとありがたいです。

会 長  
事務局

では、事務局。

お答えいたします。

どれぐらいのキャパの施設かということなんですが、ホテルのほうが大体150室の規模となっております。それと、コンベンションホールにつきましては、大体2,000人規模の集客ができるような施設と聞いております。

施設のシミュレーションの内容とか、防災上の配慮の部分、歩行者の動線、この辺りにつきましては、徐々に奈良県のほうで調査検討されている部分かと思うんですが、ちょうど1-5ページの左下にスケジュール的な部分を書いているんですけど、平成28年7月から設計を進められていると聞いております。それが具体的にどの程度まで進んでいるかというのは、こちらのほうまで詳細は伝わってきておりません。申し訳ないのですが、その関係で持ち合わせの資料は現在ございません。

前迫委員

ありがとうございます。

ということは、交通量とか人の動線とか、あるいは防災時にどうするとか、そういうことは奈良県のほうで詳細に詰めていただいている、その情報がある程度、形が見えてきたときに奈良市のほうに送られてきてというそういう感じになるのでしょうか。

事務局

具体的に計画ができてきましたら、市の関係部署とも奈良県管轄の関係部署とも協議、締結した後、建設されるという形になると思いますので、まだ具体的に図面、設計、内容が上がってきていないという状況でございます。



前迫委員

ありがとうございます。

ということは、本日で審議としては終わるというか、これでいいですねと、この形で事業を用途変更とか、ここに上がっているところに賛成か反対かというか、承認するかということを決めてということ、そういうことになるんでしょうか。あるいは情報をいただいて問題があればちょっとおかしいんじゃないか、本当にここでいいんじゃないかと、ちょっと差し戻しもなかなか難しいようなことじゃないかとは思いますが、その辺のやりとりというのはどういう感じになりますでしょうか。

会長  
事務局

事務局。

このホテル等、交流拠点の事業は現在、奈良県のほうが主体として事業を進めておりますけれども、詳細につきましては、この用途地域の変更を前提に、また開発協議等市のほうに具体的な詳細な図面とともに上がってくるという形になります。その中で市の内部で各課協議をいたしまして、先生方がおっしゃっていただいたような具体的な内容について協議を進めていきたいと考えております。

ただ、今のところ、詳細についてはこれからの調整ということになるんですけれども、アウトラインというか、全体の今、内容を示させていただいております。その中で協議していただいたらありがたいと考えております。

前迫委員  
会長

はい、承知しました。

では、ほかに。

佐藤委員。

佐藤委員

すみません、そのまだ細かいところはよくわからないという中でなんですけれども、2点ほど質問をさせていただきたいと思えます。

1つはこの変更区域内の用途地域の件ですけれども、今、準防火地域の話も出ていましたけれども、準防火地域、用途地域、それから地区計画区域、みんながそれぞれちょっと違ってきているというところが非常に難しいなというように感じております。

特に地区計画区域には入っていないこの東側の先ほど準防火になった戸建て住宅のあるようなところは商業地域にはなるわけなので、木造で建てかえはできますよという説明はされているかもしれないんですけれども、目の前に巨大なビルが建つかも知れませんよという説明がちゃんと地元に行われているのか、地区計画をつくるならばそういう説明もあると思うんですが、ここは地区計画区域外なので、そういうことが地権者の方はわかっていらっしゃるのかというのがまず1点です。

それから、2番目が区域外への配慮というのがやはり必要で、意見書のほうも区域外から1名出ていたということなんですけれども、特

に西側の新しくできる道路とそれから駐車場の付近というのがどのくらいの交通量があるかまだわからないということなんですけれども、もし多ければ、この西側の住宅地への影響というのははかり知れないかなということが推察されますので、そのあたりへの説明とか、この意見書を出されている方が例えばこの西側の住宅地にお住まいの方なのかどうなのかとか、そういうこともちょっとお聞きしたいなというように思います。以上の2点です。

会 長  
事務局

では、事務局。

2点いただきました。

1点目が先ほどもありました準防火地域になる地区計画区域外の住宅のところに大きな建物が建つようになるということなんです、説明会を開催させていただいた中で、商業地域になれば密度的にも建ぺい率、容積率が上がると、建物の用途の制限も緩やかになるというお話はさせていただいています。

意見書を提出いただいている1名の方なんです、区域外ということで、変更区域の東側、佐保川よりもさらに東側、大宮町四丁目付近になろうかと認識しております。

それと、2点目なんです、新設する道路の西側にあるマンションとか住宅地、平面駐車場とかになる部分なんです、これにつきましても、以前奈良県と奈良市、合同で説明会を開催させていただいたときにそういった住環境への悪化など、ご心配されているという部分のお声はいただいております、具体的に奈良県のほうがこれからそういった環境変化に対応するような措置をこちら側の住民の方々と、実際に何回か協議されていると聞いております。事業部分での対応がされるというような段階です。

以上です。

会 長  
佐藤委員

よろしいでしょうか。

1点目のほうについては、自分の敷地の中のことは地権者の方は意識もあるんですけども、目の前、周りがどうなるかということまで多分一般的には推測しづらい部分もあるので、その辺の説明をしておいていただきたいということと、2点目につきましては、県のほうで地元の意見を聞いて協議されているということなので、その辺、環境対策を十分にさせていただくということをお願いしたいと思います。

会 長  
朝廣委員

どちらかの委員。

2点あります。私も先ほどから皆さんから意見が出ておられる周辺の交通関係のことなんです、平城宮跡の朱雀門前が今、整理されておりまして、それに伴って駐車場もかなり小さくなると。ほとんど今の一般の駐車場は確保できない。かといって、新しい駐車場、今のところ県は予定されていないように伺っております。

そうすると、その方々がかなりこちらのほうに流れてくるのではないかと。そのあたりの歩行者の確保、歩く動線といいますか、それをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。奈良市ではそこまではわからないとおっしゃるかもしれませんが、これはわからないでは、やっぱり何かがあってからでは遅いし、そのあたりをお聞きしたいです。もう一つ、今、佐藤先生がおっしゃった周辺の地域のことなんです。この地元説明会をどの範囲、どこまで説明されているのでしょうか。今の平城宮跡等もそうなんですけれども、この大宮通り、かなり広い範囲で今回のこの拠点施設ができることで影響が出てくるというふうに思われます。広い範囲での説明が必要ではないかなと思うんですが、それと説明会は9月25日とこちらに書いてありますが、1回だけ説明されただけなのか。そのあたりどこまで詳細にされているのかをお尋ねしたいと思います。

会長  
事務局

じゃ、事務局お願いします。

お答えします。

1点目なんです。交通の関係で歩行者の動線とか、渋滞対策の関係とか、駐車場関係のお話、お聞きいただいているんですが、奈良市の中心部におきまして渋滞対策は主に交通部門のほうのセクションが担当して奈良県と奈良市で対策をしておりますが、大きくはパークアンドライド駐車場とか、それら観光地とそのパークアンドライド駐車場を結ぶような周遊バス、ぐるっとバスとかで2系統回しているというような状況であります。今回、この新しくできる観光交流拠点についても、これらのターミナルという位置づけになりますので、歩行者につきましては、周遊バスをご利用いただくような形で、できるだけ自家用車から乗り換えていただき、安全に回っていただくような形になればと考えております。

それと2点目なんです。説明会におきまして、どの程度の範囲でされているかということなんです。この地区周辺、連合会地区が大宮地区、大安寺西地区になっております。具体的な対象自治会としては、大宮町七丁目、三条大路一丁目第1、三条大路一丁目第3、奈良三条町団地、四条大路一丁目第1が対象で9月25日の午前10時から同日の午後1時30分からと2回に分けて説明会を行いました。

以上でございます。

朝廣委員

最初につきましては、外から平城宮跡に来られる方のご説明だったかと思うんですけれども、逆にこちらにホテルができれば平城宮跡に人を誘導しないといけないと、しないといけないじゃなくて、ぜひしていきべきじゃないかというふうに思いますし、そのあたりはやはり歩行者動線をもう少し考えていただきたいです。今でも天平祭をしている間は、幾らパークアンドバスライドを呼びかけても、この周辺の

違法駐車が非常に多くて皆様にかなりご迷惑をかけている状況だと思しますので、それは今後もさらに住宅内に車が入ってきたりして、いろんなトラブルが起きかねないということを思いますので、ぜひそのあたりは県とも協議をしていただいて、できれば先ほど前迫副会長がこの後のお話をされていただきましたけれども、そういった報告をこの委員会の委員の皆さんにしていいただければありがたいなと思います。

それから地元説明会については、やはり1回、1日だけやりましたと、やったというだけの形ではないかなと思いますので、やはりもっと細やかな対応をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

会 長 事務局で補足することありますか。

事務局 当審議会でもいただいた意見を踏まえまして奈良県と協議させていただきます。当然内部調整の中でもそれらを踏まえた形でやっていきたいと考えておりますので、その後の対応につきましては、後日、報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長 先ほど2人手を挙げられていましたね。じゃ、松石委員が先。その後下村委員お願いします。

松石委員 4点ほどお聞きしたいんですけども、バスターミナルの関係と、それから県との関係、それからNHKの部分と公聴会を含めて都市計画の関係があるんですが、ちょっと一問一問やらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ちょっと気になりましたのは、最初に苦言を呈したいけれども、先ほどから質問があつて、それはまだ県から聞いていませんというような答えがあつたように思うんですけども、やっぱりここであとはよきに計らえ、お任せというのはちょっと私たちは責任上できないので、答えられるようにしておいてもらわないと審議ができないと。もっと言えば、答えられないんだったら次までに勉強してくださいよと、調べてくださいよということにして、何も今日1日でこれを決めなくてもいいんだろうと。これからのいろんな課題が出てくるかもわかりませんが、国都審としてはやっぱり責任ある回答をすると、市民のために。そのためにはその辺しっかり勉強していただいて、すぐに答えていただけるようにしていただきたいなということをお最初に苦言を申し上げたいと思うんですが、お聞きしたいのは、まずバスターミナルの話が随分先ほどから上がっております。その中でちょっと気になりましたのは、この位置が1-4の図面を見ますと、バスターミナルへの進入路、この道路がちょうど奈良市役所の噴水の前ぐらいのところになるんじゃないかなというふうに気になるんですが、ここには信号処理ができないというふうに先ほど承りました。すると、市役所の入場信号がありますけれども、これとの関係はどうなってい

るのか。

それから当然大宮通りを西から東のほうに走ってきますと、当然右折入場となるわけですが、これは右折禁止ということになってしまうんじゃないかと。今、奈良市役所の入り口のところが警察署があったから、あれは道路を横断して緊急車両が出るためにできたと思うんですが、現在、大宮通りを西向きに走りまして、奈良市役所の横の通路へは入れますけれども、正面には入れないと、こういう形になっています。この信号処理については、ぜひとも信号処理ができないのであるならば、それなりの対応をしっかりと奈良市の中でしていただきたいと。これは何かお答えいただけますでしょうか。それがちょっと気になります。

会 長 一問一答でお答え願いたいとのことですので、この件について事務局をお願いします。

事務局 お答えします。

大宮通りから南に入っていく車両につきましては、大宮通りの進行方向で、西向きの左折イン、逆に大宮通りへは左折アウトとなり、信号処理ができないと思います。そのかわりではないんですが、南側の三条通りのほうから大阪方面からは左折インで入ってこれるというような形になろうかと考えております。

松石委員 なんかよくわかりませんが、とにかくこれは県のほうに、この右折については大変危険でありますし、これはもうぜひ認めない方向と言ったらおかしいですけども、右折入場はできないんですよということをしっかりとっていただきたいと思います。

それともう一つ、これは本当にオリンピックまでにやろうかという大変、本当に今日的な課題になって私自身も期待を持っている部分なんですけれども、ご承知のように奈良市の課題というか、県の課題もそうですけれども、リニアがありますね。これはあさっての話ですな。僕らは乗れないですよ、はっきり言うて。あさっての課題と、それから今日の課題と一緒に話をすることはできないんですが、先日、県のほうで大宮通りを多分想定しているんだらうと思いますが、近鉄の平城宮跡内の線路を変更しようかと、このような動きがありました。

私自身は、大宮通りのこの下を走るような道ができるとそれこそこの市役所も、あるいは今の新大宮駅というのがこれは仮設の駅ですから、ひょっとしたらこの369号線の下をあるいは上になるかもわかりませんが走るようになりますと新駅の関係とかも出てくると思うんですが、この辺との関連性について、これはまさに明日の課題だと思っておりますけれども、県のほうから何かその辺の情報を持っておられますでしょうか。

会 長 事務局いかがですか。

事務局 近鉄電車が近鉄大和西大寺駅から近鉄奈良駅間、平城宮跡を通過しているということで、先日、奈良県のほうが大宮通りへ線路を移設、迂回するような計画を調査しているというふうに聞いております。今後、具体的に調査結果を踏まえて奈良市、また近鉄のほうに協議をお願いするというような予定であるということです。現在のところそれ以上の情報は持ち得ておりません。

以上でございます。

松石委員 これはまさに明日の計画で、私的に考えますと、近鉄の電車基地がありますので、あそこからちょうど南へ行きますとこの369号線です、大宮通りになります。それでずっと延伸しますとすごくいい計画ができるんじゃないかと。マスコミの報道しか私知りませんが、5年間で計画して5年間で実施して、なかなかそれができる可能性は薄いかわかりませんが、そういう計画との整合性を考えて、今日の課題、今日やっているわけですけれども、明日につながるようなそういったものをぜひつくっていただきたいと思います。

もう一点質問しますが、高さ制限の話がありました。この地区は25メートルの高さ制限なんです、ここにNHKが来るということをお聞きしています。私もNHKは直接関係ありませんけれども、こういう放送の環境でいきますと、無線塔といいますか、そういったものが大概つきものだと思うんですけれども、この辺は高さ制限内におさまっているんでしょうか。

事務局 NHKにつきましては、今、NHKのほうで審査委員会的なものをつくられて、具体的な詳細の設計を詰めておられる最中だということをお聞きしております。電波塔というのでしょうか、建物の上に建つ塔につきましては、高さを超えておりますけれども、これは工作物ですので高さ制限の対象外ということになります。ただ高さと景観については非常に綿密なるつながりがございますので、その鉄塔につきましても色彩、それから形態について協議するとともに、奈良市景観審議会のほうに諮りまして、先生方のご意見を伺いながら調整をとってまいりたいというふうに考えております。

松石委員 なるほど、そうですね。これは平城宮跡から多分見えるような高さになっているのではないかという私の想像なんですけれども、高さは実際何メートルかわかりませんが、県庁から見ますと今のNHK、鍋屋町のところの無線塔といいますか、電波塔といいますか、それから、鴻ノ池の旧運動公園からもすぐ横に、奈良テレビの無線塔がありますけれども、いずれも地区の中で大変景観的にも目立つような建物になっていると思うんですね。それでぜひともこの位置につくられる部分につきましては、高さ制限は除外だということは今お聞きしたんです

けれども、できるだけ周囲の景観を壊さないと、それについて十分意匠等について配慮していただくようお願いしておきたいと思えます。

それから最後ですけれども、この都市計画の決定に向けまして幾つか手続きを、何ページでしたか、1-14に出していただきました。この中で意見書の提出という部分ですけれども、その前に公聴会を開催する予定をしたけれども、公述の申し出がなくて開催を中止したと、こういうのがあるんですが、これはどのような形で公聴会をやりますよという、あるいはまたそこでぜひ意見を言ってくださいというようなPRといいますか、そういったものはされたんでしょうか。

事務局

都市計画の素案を立案してそれに対するご意見をいただくということで、閲覧を市の窓口で2週間行いました。これらの広報については市民だより、インターネット、ホームページでの広報並びに先ほどの住民説明会の際にもお話しさせていただいておりました。その結果、特に意見としてお述べになる方がおられなかったというような状況であります。

松石委員

ちょっと気になりますのが、住民説明会があって、そのときに公聴会を開催しますよ、つきましてはこれの手続きをしてくださいと、そういうことが十分住民の方に伝わったかどうか、ちょっとそれが気になりますので、今後そのような計画があるときには、ぜひ住民の方に公聴会というのがありますよということで、やっぱりせっかく公聴会という形がありながら参加者がいないというのは非常に残念なことやと思います。

それからこの中で意見書の提出でしたか、奈良市の考え方と両方あるんですけれども、計画案の説明の際の理由ですね。計画の見直しを求める中で市からそのような説明は全くなかったというのが下から2行目にあるんです。計画案の説明の際に市からそのような説明は全くなかったと、この部分について本当にその中身がなかったのかどうか、まずお聞かせください。

事務局

意見の中で日影の規制が今の住居系の用途地域から商業地域に変わった場合、日影の規制が適用されなくなるという内容については、説明はしておりませんでした。

松石委員

それはちょっと、その説明を住民の方が初めて聞いて、これはえらいことだというのはわからなくてもないので、その辺はちょっといかななものかと思えます。その次の計画内容の手続に大きな問題があると。この手続きに大きな問題があるというのは具体的にどういうことを言っているんでしょうか。

事務局

実際、意見書を提出いただいた方、連絡先、住所も途中までの記載となっており、接触ができていないので真意はわからないんですが、

手続きには大きな問題があるとは考えておりません。

以上です。

松石委員 その大きな問題があるという具体的な中身は何ですか。単なる大きな問題があるというふうに書いているんですか。

事務局 そうなんです。具体的にここにどういう大きな問題があるのかということは聞き得なかったので、確認できておりません。

松石委員 じゃ、その意見書につきましては、私、個人的にまた開示請求してみたいと思いますが、できましたらこういう意見があったというので、大きな問題があるとか、説明がなかったとか具体的に何のことかわからないというようなこういう資料の出し方はいかがなものかと思しますので、できましたら私たちの審議をしっかりとさせていただくために、このような資料については必ず提出していただくようお願いいたします。もちろん個人情報情報は消していただいても結構だと思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

会 長 それでは、下村委員の後、杉江委員。もういいですか。じゃ、杉江委員。

杉江委員 いいですか。1-2と1-3を見ていただきますと、それぞれ上位計画があるということなのですが、1-2では、今回の対象地域というのは奈良の中心拠点であるという位置づけであります。また、右側の1-3では、奈良市の都市計画マスタープランにおいては、この対象地域は観光交流機能の整備促進というふうに書いてありまして、非常に重要な地点、地域だという評価なんだと思います。

お聞きしたいのは、つまりこういう観光交流機能の整備促進というのは、今回、県のほうで考えておられる事業と非常に重複するところがあるのではないかと思いますので、奈良市としての関与ということはどう考えておられるのかということをお聞きしたいと思っています。1-15のところを見ますと、JWマリオットホテルの建つ予定の地域は、この用途地域変更の対象にはなっておりません。それは1-15を見ればわかるように、ここは31メートルの高度まで認められているわけで、今回の用途地域変更の部分は、用途地域を変更し、いろいろ容積率などは変えるけれども、高度の25メートルはそのままにするのだというご説明が先ほどありました。

ですから、例えばここで奈良市役所の問題も出てくるのですけれども、現在の奈良市役所のちょうど真正面にこのマリオットホテルができるということになります。この地域は31メートルまでオーケーですから、7階ですかね、この絵で見ますと。そういう大変立派なホテルができるのだらうと思います。

奈良市の関与をどのようになさるかということで、ある程度の構想



があればお聞きしたいのですけれども、差し当たりこの奈良市役所の建物それ自身が耐震構造上非常に問題があるというふうに指摘されておりますわけで、恐らくそう遠くない時期に建てかえざるを得ないだろうというふうに思います。そうしますと、やはり目の前にそういった立派なホテルができるわけですから負けるわけにいかないということになるかもしれないし、やはりそういった観光交流施設というものを考えながら、例えば市役所のつくり直しをすれば、当然そのような構想も入ってくるのではないかと思うのです。

今回の計画というのは東京オリンピックの日までに間に合わせるのだということですのでございますから、あと3年、4年ないですよ。ですから、それがそういう形で整備されるとすれば、じゃ、市は例えば市役所をどうするのかということも含めて、やはりある程度以上の構想がないといけないと思うのです、この現段階でも。もしそういうようなものがあれば、大きな構想だけでもちょっとお示しいただければというふうに思います。

会 長  
事務局

じゃ、事務局お願いします。

この奈良県の観光交流拠点施設の整備に伴って市の関与ということなんですが、現在、こちらの観光交流拠点を市役所の南側、または新大宮駅周辺が一番最寄り駅になるということで、こちら、大宮地区の自治連合会並びに大宮町六丁目の自治会、また北側、近鉄線の北側なんですが、佐保川地区の連合会、芝辻町四丁目の自治会と奈良市と一緒に、新大宮駅周辺をこの県の観光交流拠点ができることによって新しいにぎわいへの取り組みを行っていきたいということで、現在、勉強会という段階なんですが、佐保川とか新大宮の飲食店街、こういった地域と一緒にともに盛り上げていきたいというふうには考えております。具体的に何か今決まっているということはございません。今後、何か進めていく計画を立てていきたいと考えております。

杉江委員

今のご説明で具体的なものはないということでしたけれども、やはり先ほどから申し上げているように、そういった時期の問題もありますし、できるだけ早く具体策をつくって、県が奈良市のだ真ん中のところにそういう大きな施設をつくっていこうというわけですから、市としても放っておくわけにいかないでしょう。しかも観光交流施設というものを整備する地域だというふうに捉えているわけですから、マスタープランでも。したがって、そんなにおくれて始めるというのではなくて、現在既に相当具体的な構想というものが、県に対抗するというのは変ですけれども、そういう県の構想と相乗的な効果があらわれるようなプランを用意するということが大事ではないかということをご指摘しておきます。

事務局

すみません、ちょっと追加でご説明させていただきます。今ご指摘

いただきましたように、この市役所は今、耐震補強の必要性があるということではどのような形でやるか、現在、今の建物を耐震補強するか、または建てかえるか、または移設するかというのを含めまして検討していただいている最中だということをお聞きしております。近々その結論が出るという話は聞いておりますけれども、万が一、建てかえとか移設という結論に至るようであれば、ここの建物を今おっしゃっていただいたような、奈良市役所前にあるにぎわいを創出している施設にあわせたような形で、また土地利用を考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

会 長  
山本委員

まだご質問あるでしょうか。では山本委員。

すみません、市会議員の山本直子でございます。

1つ確認をさせていただきたいんですけれども、基本的に私はこの地域で必要以上に商業施設を広げるべきではないというふうに思っております。今、第1種、第2種住居地域が商業地域に変更になるということですが、今現在お住まいの方々が自分たちが暮らしているところが若干住宅もあると思いますので、自分たちの住んでいるところが商業地域に変わった場合、どんなふうになるかというのはなかなか想像しがたいと思います。そこら辺の説明をきちんとしていただいているのかどうかということを確認させていただきたいというふうに思うのと、それともう一つは、これは奈良市と奈良県で協議をさせていただいて要望ということになると思うんですけれども、災害のときにこの奈良市では避難所が圧倒的に足りていません。熊本地震のときでもあったように、避難所が足りなくて公園や、それから生活道路なんか避難をされているという映像が流れましたけれども、奈良市でも実際に大規模災害が起こった場合にそういう情景が容易に考えられるというのが今の奈良市の現状です。

それで、そういう大規模施設ができるということであれば、そういう災害のことも考えて、例えば観光客の方や、それから周辺にあふれた住民の避難をしなくちゃいけない方、避難所からあふれ出た方たちをしっかりと受け入れられるようなそういう災害の対策も考えていただきたいと思いますし、また、そういうことをしっかりと役割を果たせるような施設でもあっていただきたいと思いますので、それはしっかりと奈良市と奈良県と協議をさせていただきたいと思います。

今お住まいの方たちの住環境が大きく変わるようなことがあってはならないと思いますし、やっぱり今お住まいの方の暮らしている環境というのはしっかりと、平成32年ということですから、4年後には大きくこの地域の景観が変わってしまうと思います。その住環境をどのように考えていただいているのか、また、そのお住まいの方たち

に説明をしていただいているのかということをお聞かせいただければ幸いです。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 住民の皆様への説明につきましては、この用途地域、第1種住居地域、第2種住居地域から商業地域に変わるに当たりまして、建蔽率や容積率、これが大きくなること、並びに建物の用途、こういった規模のお店ができるのか、いろんな種類の建物の用途ができるようになるのか、そういったお話は説明会ではさせていただいております。

また、災害時、避難所とかそういった地域防災にかかわる部分につきましては、具体的に奈良県のほうのこの事業ができるとともに地域防災に反映できる部分、協議していく部分かと考えております。

以上でございます。

会 長 よろしいですか。たくさんご意見をいただきまして、今後、県と協議を進めていかれる。他に意見がないようであれば、まだ次の案件もごございますので、その審議についても時間を要する可能性がありますので、質問がないようであれば、ここで決をとりたいと思っておりますけれども、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）について、それから防火地域及び準防火地域の変更（案）について、それから地区計画の決定（案）について、この3件について、あわせて皆様にお諮りをしたいと思っておりますが、原案どおり変更することで賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

会 長 多数ということで、原案どおりとさせていただきます。

なお、先ほどたくさんご意見がございましたので、県のほうに伝えていただきたく思います。

前迫委員 すみません。承認されましたと県のほうにお伝えいただくときに、附帯事項といいますか、ただしとかなおとか、そういったことは可能なんですか、伝え方といいますか、位置づけとしてお聞きいたします。

事務局 この案件につきましては奈良市決定ということで、奈良市でこの審議会が議決いただいたら決定してしまいます。しかし、このご審議いただいた内容につきましては、奈良県のほうに申し伝えさせていただきます。

以上でございます。

会 長 ということで、いろいろご意見あったのですが、これは実際に県と市が共同でやっているというところもありますので、そこは県と市で協議をしていただくということでよろしいでしょうか。

事務局 奈良県と事前協議を行っておりますし、それから最終的には、この審議会の後、知事との協議という事項も残っておりますので、それま

では、県のほうに意見を言わせていただきたいというふうに考えております。

会長 はい。では、案件については、もう一件ございますので、県決定であります大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更（案）についてご説明願います。

2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更（案）について（県決定）

案件については原案どおり了承された。

### 〔質疑・意見の要旨〕

事務局 それでは、案件2であります大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更（案）について、ご説明をさせていただきます。

都市計画課の小林でございます。よろしくお願いいたします。

今回変更しようとしている路線は、奈良県決定の都市計画道路1路線で、審議会の諮問案件であります3・4・128号大安寺柏木線の新規決定案でございます。この新規決定案につきましては、JR新駅西口の駅前広場を含めての案となっております。お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2-1ページをごらんください。

本日ご説明させていただく流れとしましては、国の事業として京奈和自動車道（仮称）奈良インターチェンジが事業中であることや、平成27年10月14日の第108回奈良国際文化観光都市建設審議会で諮問をさせていただき、同年11月に都市計画決定告示がされました県事業である新駅設置を含むJR関西本線の高架化や都市計画道路西九条佐保線の平面化といった都市施設の整備計画を踏まえまして、平成28年3月に本日諮問をさせていただく大安寺柏木線の位置づけも含めて、奈良市が策定をしました（仮称）奈良インターチェンジ周辺まちづくり計画基本構想との関連性を考慮し、最初にその概要についてご説明をさせていただきます。

次に、諮問案件であります大和都市計画道路の変更（案）についてご説明をさせていただいた後、平成28年10月に奈良県と合同で開催をしました地元説明会の開催結果についてご報告をさせていただきます。

そして最後に、平成28年12月に実施をしました都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧結果についてご報告をさせていただきます。

2-2ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、平成28年3月に奈良市が策定をしました（仮称）奈良インターチェンジ周辺まちづくり計画基本構想の概要についてご説明させていただきます。

2-3ページをごらんください。

基本構想策定の目的についてでございます。左側の図面で青色の楕円で示しているのが京奈和自動車道（仮称）奈良インターチェンジ、その北側に赤丸で示しているのがJR関西本線新駅、その周り、紫色でハッチングしている箇所が基本構想を策定した区域となっております。

また、右側にイメージ図をお示ししておりますが、鉄道が高架化され、済生会奈良病院の東側に新駅とインターチェンジが隣接して設けられることとなります。このように高速インターチェンジと鉄道駅が隣接した交通結節点は奈良県内初であり、非常にポテンシャルの高い新たな地域拠点の形成が期待されますので、あらかじめ（仮称）奈良インターチェンジ周辺のまちづくりについて、適切な計画を策定する必要がある、（仮称）奈良インターチェンジ周辺のまちづくりの方向性や導入機能などについての基本構想を策定したものでございます。

なお、今回、都市計画道路として新規決定案を諮問させていただくのが、JR新駅やまちづくり計画を策定した地区の北側に隣接して東西に走っております県道京終停車場薬師寺線と書いております路線のうち、東は西九条佐保線、西は国道24号までの区間となっております。

2-4ページをごらんください。

上位計画における当地区の位置づけについてでございます。奈良県都市計画区域マスタープランにおきましては、土地利用の方針、奈良市第4次総合計画後期基本計画におきましては、観光交流の位置づけ、奈良市改訂都市計画マスタープランにおきましては、（仮称）奈良インターチェンジの位置づけや歴史・観光の位置づけがされております。

2-5ページをごらんください。

主な地域の課題を抽出しております。

次に、2-6ページですけれども、2-5ページで抽出しました主な地域の課題や上位計画等を踏まえ、新たな奈良市の地域拠点の形成、安全・安心で良好な市街地の形成、歴史・水・緑の魅力あるまちづくりの実現、といった3つのまちづくりの基本目標を定めております。

2-7ページをごらんください。

基本理念、基本目標でございます。「いにしへの歴史から未来につながる奈良市観光ゲートと交流都市の創造」をまちづくりのコンセプトとして掲げ、基本目標ごとに3つの基本方針をお示しさせていただいております。

2-8ページをごらんください。

この3つの基本目標達成に向けた土地利用別の整備方針のうち、交通施設の整備方針についてご説明をさせていただきます。

新駅の東西に駅前広場を配置するとともに、観光用パークアンドライド駐車場といった観光周遊拠点となる施設を配置し、自動車から公共交通への転換による観光周遊の促進や中心市街地における渋滞緩和を図ってまいりたいと考えております。

なお、このうち東口広場につきましては、図中で青色の点線で示しておりますように、地下部に京奈和自動車道が計画されていることから、その事業が完了するまでは暫定的な供用にとどまることとなります。

2-9ページをごらんください。

交通施設のうち、今回、都市計画案を作成した西口広場につきましては、主に生活利便性の向上に資する地域交通のための駅前広場とし、その機能としましては、バスバース、タクシーバース、タクシープール、乗用車乗降場を考えております。

2-10ページをごらんください。

左下に将来の観光周遊のイメージ図をお示ししておるところでございますが、新駅東口に主に観光客の利便性向上に資する観光周遊拠点としまして、駅前広場と観光用パークアンドライド駐車場を配置し、これら施設を拠点とし、西ノ京ゾーン、平城宮跡ゾーン、ならまち・奈良公園周辺ゾーン、大安寺ゾーンを循環するバスルートを設け、市内観光地への周遊促進を図ってまいりたいと考えております。

2-11ページをごらんください。

商業・観光・交流機能、それぞれについて誘導が考えられる機能や施設を挙げさせていただいております。また、次の2-12ページでは、住宅機能や健康福祉機能について誘導が考えられる機能や施設を挙げさせていただいております。

2-13ページをごらんください。

土地利用構想図でございます。新駅に隣接した青色の部分交通施設ゾーン、その南側のピンク色の部分を商業・観光・交流施設ゾーン、その東側の黄色の部分住宅ゾーン、JR関西本線と佐保川に挟まれた茶色の部分を健康福祉ゾーンと位置づけまして、2-8ページから2-12ページでお示しをした施設などを誘導してまいりたいと考えております。

また、今回、都市計画道路としての新規決定案を諮問させていただく大安寺柏木線についてですけれども、JR新駅と西ノ京方面やならまち・奈良公園方面等を結ぶ主要道路の一部として位置づけをしております。

以上で(仮称)奈良インターチェンジ周辺まちづくり計画基本構想

についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、2-14ページをごらんいただきたいと思います。

県決定路線であり、本日の諮問案件であります都市計画道路3・4・128号大安寺柏木線の都市計画案の概要についてご説明をさせていただきます。

2-15ページをごらんください。

今回、都市計画道路大安寺柏木線の都市計画案を作成するに至った経緯についてご説明をさせていただきます。

右上の位置図で赤色の線で示しておりますのが、本日諮問させていただきます大安寺柏木線でございます。また、青色の線で示しておりますのが京奈和自動車道と（仮称）奈良インターチェンジ、黄色の線で示しておりますのが都市計画道路西九条佐保線、緑色の線で示しておりますのがJR関西本線で、インターチェンジの西側に柿色で四角く示しておりますのがJRの新駅でございます。

この（仮称）奈良インターチェンジ周辺における取り組み状況ですけれども、前年度、平成27年度におきましては、冒頭でもご説明をさせていただきましたとおり、平成27年11月に奈良県が西九条佐保線の平面化と新駅の設置を含むJR関西本線の高架化の都市計画変更などを行い、平成28年3月には、先ほどご説明をさせていただきました（仮称）奈良インターチェンジ周辺まちづくり計画基本構想を奈良市が策定したところでございます。

また、今年度、平成28年度におきましては、（仮称）奈良インターチェンジ周辺まちづくり基本計画基本構想において、（仮称）奈良インターチェンジと奈良市中心部をつなぐ主要道路として位置づけられております西九条佐保線をはじめ、JR関西本線などの事業認可を奈良県が7月に取得をし、現在事業を進めておられるところでございます。

このように（仮称）奈良インターチェンジ周辺では、新駅が設置されることや基本構想で県道京終停車場薬師寺線が新駅と西ノ京方面、ならまち・奈良公園周辺方面等を結ぶ主要道路の一部として位置づけられていることを受け、その一部において都市計画道路大安寺柏木線として、JR新駅西口における駅前広場を含む都市計画案を作成し、新駅への主要なアクセス道路として整備を図っていくものでございます。

2-16ページをごらんください。

総括図でございます。今回、都市計画道路大安寺柏木線として新規決定案を作成しましたのは、西九条佐保線との交差点から国道24号の柏木町交差点までの延長約820メートルでございます。また、道路の一部として、JR新駅西口の駅前広場もあわせて新規決定案を作

成しております。

2-17ページをごらんください。

大安寺柏木線の新規決定案の概要についてご説明をさせていただきます。

ページ中ほどに計画図面を添付させていただいておりますが、赤色のハッチングで示させていただいている部分が案を作成した区域となっております。決定区間は西九条佐保線との交差点、大安寺3丁目から国道24号との交差点、柏木町まででございます。計画延長は約820メートル、計画交通量は1日当たり4,100台、道路区分は4種の2級、車線数は片側1車線の計2車線、車線幅員は3.0メートルで、標準幅員18メートルとなっております。

なお、JR新駅の西側に三角形でハッチングしておりますのがJR新駅西口駅前広場でございます。

次に、都市計画決定の理由についてでございますが、大安寺柏木線は西ノ京方面とならまち・奈良公園周辺方面等を結ぶ東西道路ネットワークの一部としての役割やJR新駅への主要なアクセス道路としての役割を担うこととなりますが、右上写真にございますとおり、現道である県道京終停車場薬師寺線は、歩行者や自転車の通行空間がないところもあり、自動車と歩行者、自転車が交錯して事故も発生している状況でございます。そのため、国道24号及び西九条佐保線とJR新駅の間歩行者や自転車の安全性を確保し、走行環境の充実を図るため、大安寺柏木線の整備が必要となるものでございます。

また、JR新駅の整備にあわせ、地域の新駅利用者の利便性確保のため、奈良の南の玄関口にふさわしい地域交通を対象とした駅前広場の整備が必要となるものでございます。

次に、整備効果についてでございますが、1つ目といたしましては、歩道及び自転車専用通行帯を有する2車線道路を整備することにより、自動車、自転車、歩行者相互間の安全性向上が図られるものと考えております。

2つ目といたしましては、駅前広場を整備することにより、地域交通の利便性向上のみならず、人々が集う交流空間、災害時における緊急活動空間などの機能が確保されると考えております。

2-18ページをごらんください。

下段に3つの断面における横断図をお示ししております。

まず、左下にお示ししております一般部でございますが、上段の平面図で奈良市防災センター東側と書かせていただいている箇所での横断図となります。道路の幅員は左から歩道2メートル、植樹帯を含む路上施設帯1.5メートル、自転車専用通行帯1.5メートル、車道幅員3.0メートルで、片側1車線の全2車線、総幅員16メー



ルとなっております。

今回の計画では、自転車は車道の左側、幅1.5メートルの自転車専用通行帯を走行してもらうこととしております。その背景には、近年、歩行者と自転車の接触事故が多発していることもあり、歩行者と自転車を物理的に分離することで、歩行者や自転車相互の安全性を高めることにございます。

次に、基本的な交差点として高橋西詰交差点部での横断図を交差点部①奈良市埋蔵文化財調査センター前として右下上段にお示しをしております。右折レーンを1車線設置し、路上施設帯を1.0メートルとした総幅員18メートルの計画となっております。

また、渋滞ポイントとなっております柏木町交差点部の横断図を右下下段に交差点部②としてお示しをさせていただいております。こちらでは右折レーンを2車線設置し、総幅員21メートルの計画となっております。

次、2-19ページをごらんください。

参考図としてお示しをさせていただいておりますJR新駅西口の駅前広場計画概要についてご説明させていただきます。

駅前広場面積につきましては約5,000平米で、これはJR西日本から提供されました1日当たり1万3,500人という駅前広場利用者数予測と運用を考慮しまして、交通空間機能のために確保すべき面積と環境空間機能のために確保すべき面積の総和で構成をされております。

この駅前広場は、先ほども整備効果の部分でご説明をさせていただきましたとおり、主に地域交通を対象とし、交通結節機能としての交通空間のほか、周辺環境との調和のための景観空間、人々が集う交流空間などの機能を有することとなります。現在想定している交通施設は、バス乗降場、タクシー乗降場、タクシー待機場、一般乗降場、車椅子用乗降場でございます。

この参考図を作成するに当たりましては、警察のほか、バス事業者、タクシー事業者のご意見を頂戴してきたところでございますけれども、今後、基本設計、実施設計と進めていく際には、新駅駅舎の改札位置等も明確になってくると思いますので、交通施設の配置計画等について、より具体的な協議をして決定してまいります。

2-20ページをごらんください。

計画書でございます。追加する内容であります道路の種別、名称、位置、区域、構造などに加えまして、新駅西口に約5,000平米の駅前広場を設ける計画となっております。

2-21ページをごらんください。

計画図でございます。JR新駅西口駅前広場を含み、大安寺柏木線

として都市計画に定める区域を赤線で明示をしております。

2-22ページをごらんください。

参考図としまして、先ほど2-21ページの計画図を拡大して2枚の切り図としております。

まず、その1枚目、計画平面図(1)でございます。先ほどまでの図面と南北方向が逆になっており、図面の下方向が北方向となっておりますので、よろしく願いいたします。左から西九条佐保線、市道南部第1号線と市道中部第9号線、駅前広場の各交差点部分でそれぞれ右折レーンを設けております。

次、2-23ページをごらんください。

計画平面図(2)でございます。こちらの図面も下が北方向となっておりますので、よろしく願いいたします。こちらは計画平面図(1)の西方向の続きとなっております、市道南部第106号線と市道中部第675号線、国道24号の交差点部分でそれぞれ右折レーンを設けております。そのうち国道24号との交差点部分は、2車線の右折レーンとして計画をしております。

大安寺柏木線の都市計画案に関する概要説明は以上でございます。

続きまして、2-24ページをごらんください。

都市計画法第16条に基づき、大安寺西地区と大安寺地区で開催をしました大安寺柏木線の都市計画原案についての地元説明会結果についてご報告をさせていただきます。

大安寺西地区につきましては、平成28年10月22日土曜日の午後7時から午後8時30分におきまして、大安寺西小学校体育館に113名の住民の方々にお集まりいただき、また、大安寺地区につきましては、平成28年10月23日日曜日、午後7時から午後8時40分におきまして、大安寺小学校体育館に103名の住民の方々にお集まりいただき開催をしております。

なお、この説明会につきましては、県・市共同で開催をしており、奈良県は都市計画室、地域デザイン推進課、幹線街路整備事務所、奈良市は都市計画課出席のもとで行っております。

この説明会における主な質疑応答等の概要につきましては、次のページ、2-25ページから2-28ページにお示しをさせていただいているところではございますけれども、2-28ページに総評としてまとめさせていただいておりますとおり、両説明会ともに厳しく反対するような意見はなく、都市計画変更後における(仮称)奈良インターチェンジ周辺のまちづくりについてを含む具体的な取り組みに関する質問が多かったところでございます。

2-29ページをごらんください。

都市計画法第17条に基づきます都市計画案の縦覧結果でござい

ます。平成28年12月9日金曜日から12月26日月曜日にわたり、県都市計画室と市都市計画課で案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

最後に、2-30ページをごらんください。

参考としまして、都市計画手続の現在の状況と今後の予定についてご説明をさせていただきます。

県決定路線の手続きについて、左下にフローをお示しさせていただいております。現在は③の段階となり、今後、奈良県都市計画審議会の議を経まして、年度内での都市計画の決定告示を目指しておるところでございます。

以上で大和都市計画道路大安寺柏木線の変更案についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長           ありがとうございます。

では、ただいまご説明いただきました変更案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。どうぞ、松石委員。

松石委員       私は、この計画につきましては前向きに思っております。この七、八年の間、奈良市のまちづくりというのには、ややもしますと何か消極的ではないかとそのような思いを持っておったんですけれども、久々に夢のある計画で、私、市会議員しておりますので、よくこの正月前後して新年会や何やで人とお話をさせていただく機会がありまして、この計画につきましては、私のホームページへの投稿やあるいはまた電話がかかってきたりするので、非常に地域の方も興味を持っていらっしゃる課題だというふうに認識しております。

私自身も、ひとつしゃべるときには、こういう計画がやっとできたよというような話で、これができるよと奈良のインバウンド観光客に対する奈良の活性化といいますか、それにもつながるものだと。幾つかの問題点はあると思いますが、そのように感じております。そういったことを先に申し上げて何点か質問をしたいと思っております。

まず、2-8の部分なんですけれども、この中で今私が申し上げましたように、どうしても奈良の今の観光の状況はというと、京奈和自動車道が京都から整備されているのもありまして、京都まで新幹線に来て、新幹線でそれから京都のバスやタクシーを使って奈良に観光に来て、そしてその結果として京都あるいは大阪等のバスですからその日のうちに帰ってしまうと。奈良市の課題であるいわゆる日帰り観光を何とかして滞在型の観光にしていくかというようなことについての問題の解決にもこれはつながるものだと思って非常に期待をしております。

2-8のところでは、私の意見ですが、できましたらやはりここで公共輸送機関あるいは公共的輸送機関の利用を促進すると。確かに自転車等というのは結構なことですけれども、そういった項目もぜひ検討していただくようお願いしておきたいと思います。

次に、2-10ですね。これも先ほど申し上げたことと同じ部分なんですけれども、東口広場の機能について、なかなか余り明確になっていなかったんですが、こういう方針を示していただいておりますので、これもちょうど京奈和自動車道の入り口の部分になると思います。ここにそういう観光客に対する、それこそパークアンドライドですか、そういった計画をしていただいているということで、今後具体的な中身につきましては私も申し上げていきたいと思いますが、これについても大変結構なことだというふうな認識を持っております。

次に、具体的に2-17のところでお聞きしたいんですが、右側に写真があります。この写真の位置、私も多少地元に近いところもありまして、大変この道の混雑、これは県道ですが、気になっていたところ。特に横に水路がありますが、この水路の通学路としての安全性という問題についても、今日までいろんな場所で何とかしていただきたいということをお願いしてきたんです。その下の図面なんです。この計画によりますと西九条佐保線との、それから現在の計画されているJR新駅との間については、今回、道路の改良ということに言及されているわけですが、この大安寺柏木線のいわゆる大安寺の交差点、この図面でいきますと右側のちょうど北のマークがついている真下の交差点ですが、ここまでの間はどのような計画を持っているんだろうかと。上の写真と比べますと、この写真の位置はどこから撮っているのかわかりませんが、現実はこの写真のところは全部拡幅されるのか、それともこのうちの途中からになるのか、この部分だけまず質問としてお願いしたいと思います。

会 長  
事務局

事務局お願いします。

お答えいたします。

資料、参考図のうち、2-22ページの計画平面図(1)をご覧くださいと思います。北南が逆方向になって申しわけないんですが、図面左側に市道南部52号線、市道南部89号線という表示になっている十字の交差点と、西九条佐保線との間、こちらにつきましても両側に歩道をつける計画となっております。都市計画道路の区域としましては、路線の決定上、都市計画道路から都市計画道路までを結ぶような決定しかできないというのが原則ありますので、西九条佐保線から東側部分の信号までの区間は交差点処理として、合わせて整備していくという方針となっております。

以上でございます。

松石委員

明確にお答えいただきましてありがとうございます。

あと一点だけですが、2-19の部分なんですけれども、これは西口広場の計画平面図、先ほどのご説明では、警察あるいは関係者との協議が済んでいるというようなことなんですけれども、ここに今後、決定したものではありませんということなので、私なりの意見を申し上げたいんですが、交通島を随分たくさんとってあるんですけれども、限られた面積ですが、ここにタクシーの待機場は、これ6台ですか、実際にそれだけ要るかどうかというのは別の課題としまして、バスの待機場がないわけなんですけれども、このルートについては、バスは通過になっていますが、新駅の利用者次第では、この駅から発着するバスが当然あり得るかもしれません。今はこの図面でいくと上のほうになります恋の窪というところに、そこからバスが出発しているわけなんですけれども、この駅についてバスの待機場も、できれば交通事業者と協議の上、必要であれば設置していただきたい。これは私の意見として申し上げておきます。

以上です。

会長

ご意見をいただいたので、受けとめていただけたらと思いますが。ほかに何か、どうぞ。

大窪委員

ご説明ありがとうございます。

この新駅計画の関係は、私も直接いろいろお手伝いをさせていただいたので非常に気になっております。幾つか、まず初めに、2-5ページのところに地域の課題ということで、検討会のときにいろいろご意見いただきながら抽出した内容になっております。現在、全てについて議論する時間はないので、とりあえず当面の議論の中心になります大安寺柏木線にかかわる部分だけちょっと見てまいりますと、現有の課題としては歴史の道が生かされていないであるとか、浸水の想定区域に含まれているであるとか、あとは川辺のまちづくりを生かした計画が必要ということが、少なくとも今回の都市計画道路決定にかかわってくるのかな、というふうに思います。

これを頭に置いて後ろのほうを見ていきますと、特に計画図の2-18ページに飛んでしまうんですけれども、横断図が掲載されています。今回は自転車専用の通行帯が、自転車や歩いて回れるまちづくりという非常に重要なコンセプトだったと思うので、そのための幅員がしっかりと確保できているという点は非常に高く評価できると思います。ただ気になるのが、課題としてそういった歴史性をどう生かすのかとか、あと浸水対策はどうなっているのかとか、あるいは川辺、佐保川などとのリンクの箇所についてはどんな計画になっているのかというところが課題として上がっているにもかかわらず、今回の都

市計画道路の内容には断面しか載っていないというところが気になっているところですよ。

ですので、今後、この都市計画道路決定した後にこういった歴史性をどう配慮するのかとか、浸水した場合の対策としてはどんな対応がされるのか。川辺のまちづくり、住民さんからも意見があったと思うんですけども、この佐保川の川沿いというのは非常に環境のよい自転車道としても使えるということですので、そういったリンクについても考慮していかなければいけないと思いますので、そのあたりはどうなっているのかというのを教えていただきたいのがひとつです。

もう一点が、そのすぐ右側の2-19ページに関係するんですけども、今回初めて東口の図面として明確化されてきているんですけども、先ほどありましたように、自転車道を整備する計画ですが、その自転車にかかわるこの駅前広場の機能が図面化されていないというのが非常に気になっております。

ですので、自転車道も歩道や車道と交錯する箇所が出てきますので、そのあたりどういう考え方で整備するのかとか、駐輪場のような整備をきちんとしていくことで、歩きや自転車で動けるまちづくりになっていくと思いますので、そのあたりも今回の都市計画道路決定の中に入れてなくても大丈夫なのかというのが大きく気になっている点でございます。

もう一点なんですけど、これは恐らく今後検討することになるのかなと思うんですけども、ご承知のようにこの新駅が通るところは高架になります。ですので、現在示されている西口の駅前広場と、実は今回図面化されていない東口の駅前広場というのは、歩行者動線としては一体化される予定になっているかと思えます。そういう観点からしますと、あわせてこの東口駅前広場の都市計画決定はどうするのかというのが非常に気になっておまして、やはり整備していく上でこれは一体性を持って整備していかないと、非常に多くの駅にあるように駅の右左で全然様相が変わってしまうという非常にもったいないことになってしまうことを危惧しております。そういった都市計画としての一体性を、この東口の広場と西口の広場でどう担当するのかというところをお聞かせいただきたいのと、同時に実は、こういう西東がつながっているということは、災害時利用という観点でも一体的な防災活用という面で非常に有利に働くはずですよ。当然たくさんの交通拠点が集まっているということは、大規模災害のときにたくさんの帰宅困難者が発生することになりますし、こうして考えていきますと、本来であれば東側の広場についても検討した上で、総合的なまちづくりと防災の観点から、同時に審議をするべきなんではないかというふうに私個人は思っておりますので、その後、どういふように東側を考えて

いくのかの方針についても、あわせてお答えいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

会 長  
事務局

じゃ、すみません。事務局、3点についてお答え願えますか。

まず1点目なのですが、2-5ページで挙げられている課題についての対応、2-18ページで示されていないんじゃないかというようなお話です。これらにつきましては、今の段階が都市計画道路の区域の決定という段階でございます。今後、実施に向けた現地測量とか実施設計、その段階になりましたら具体的に反映できると考えております。

それと、自転車の動線を考えた広場、2-19でどういう検討を進めていくかということなのですが、駐輪場のスペースにつきましても、今後、JRの高架下の利用とかを含めまして、追って検討を進めていく段階となっております。現在では、広場のエリアとしてこれだけを確認したいという区域と面積を決めておくという都市計画の決定の段階でございます。

関連しまして、駅の東口につきまして一体として利用する必要があるということで、当然鉄道が高架になりますので、西口、東口、行き来は可能となっております。東口駅前広場の都市計画決定につきましても、将来的には必要な部分だと考えておりますが、ちょうど駅の東口に当たる部分が、図面2-18ページ、上のほうの位置図で新駅の西側は赤く塗られているんですが、東側は塗っておりません。ところがそこに点線で示している斜めの2本の点線があると思うんですが、この部分が京奈和自動車道が地下部分になっていく計画になっております。そういった場所の状況がありまして、今後、奈良国道事務所、京奈和自動車道の整備主体なのですが、こちらのほうと協議を進めていく必要がありまして、広場を整備した後、地下、トンネル部分を工事するというようになって困りますので、今後、協議を進めながら時期を見て東口については計画のほうを明らかにしていくという形になります。

以上でございます。

大窪委員

ご説明ありがとうございました。

前段のほう、前半の歴史や浸水時対策や川辺とのリンクについては、現在では都市計画決定の段階なので、詳細はこれから詰めていくということだとは思いますが、特に浸水時対策に関しては、どれぐらいの地盤高を設定するのか等、都市計画道路としても大きく影響してくるはずですが、検討されているものと僕は思うんですが、ぜひもう一度きちんと確認をしておいていただき、もしその地盤高の設定等が必要になる場合はきちんと対策をしておかないと、浸水しただけでここから西側の防災センター等へ全く行けない状況になって

しまいますので、しっかり検討していただきたいというふうに思っています。

それと、東西の広場の一体化については、特に東側については今、地下道はどうなるかわからないということなんですが、本来であれば都市計画というのは将来の姿を描いておくわけであって、その結果、例えば計画が多少変更になったらそのときに改めて考えるということをするべきであって、計画がはっきりしないので今は真っ白ですというのはいかがなものかなと私は個人的に思います。やはり、非常に大きな関係性を持った東口、西口になってくると思っていますので、先行して整備がどうなるかを待つのではなくて、奈良市としてはこういうふうにこの広場を一体活用したいというビジョンを示された上で、今後修正していくというスタンスが正しいのではないかというふうに思っていますので、ぜひそういうふうに考えていただきたいと思えます。

すみません。直接本件と関係ないですが、私が座長の形でこの駅前の関係を少しお手伝いさせていただいたこともあって、もう1点、当時議論した中で抜けているなど思うのが、2-12ページのところに土地利用整備方針として景観に配慮したまちづくりという記載があります。至極当然ではあるんですけども、こういった項目があって、この中では大安寺の境内を考慮するであるとか、周辺の環境との調和、大池からの眺望景観に配慮するということが書いてあるんですが、この議論のときには、たしか新駅周辺からの街並み景観ということをうまく生かしていくべきだという議論がなされていたと記憶しています。ケヴィン・リンチの「都市のイメージ」という名著を引くまでもないんですけども、やはりこの場所には一定程度高い高架になった場所に新駅ができますので、駅に降り立った方がこのまち全体の構造をイメージとしてわかりやすく捉える上で、そこからの視点場の考え方というのは極めて重要ではなかったかという議論だったと思います。

東に大安寺があり、西側には西ノ京ゾーンとして恐らく薬師寺の五重塔が見えるかどうか、北東方向については、場合によっては大仏殿含め、ならまち・奈良公園方面の眺望が期待できる可能性があるということでしたので、周辺からの眺望景観だけではなくて、この拠点からの周辺への景観ということについても、大きな議論になっていたと思うので、もし漏れているのであればしっかり補足しておいていただきたいと思えます。

以上でございます。

会 長

ありがとうございます。

ほかに。では朝廣委員。

朝廣委員

すみません。2-21ページの図です。この道路変更については、



新駅ができて、インターチェンジもできてということで、にぎわいができることは賛成なんですけど、住民の方の説明会の際の意見にも出ていたんですが、旧24号に抜ける車が随分増えると思うんですね。

それで、ご存じの方はわかりだと思っんですけども、この拡幅したもう一本東側の交差点から極端にこの大安寺の町なか道路が狭くて車が対向できない。知っている人たちはそこから南に下って大安寺のお寺の前を通過して抜けていっていると思うんですけども、この町中の狭い道は子供たちの通学路にもなっていますし、より一層南へ流す対策が必要ではないかというふうに思います。

それと、南に流した場合も、この道も必ずしも広いということでもないのだから、そのあたりが混んでいくとまたちょっと危ないのかなというところも懸念されまして、そのあたりの対策等についてのお考えをお聞きしたいと思います。

事務局 県道につきまして、今、一部区間を都市計画道路として新たに都市計画決定して拡幅整備するという内容なんですけど、今ご質問いただいているのが西九条佐保線よりも東側の大安寺の集落中を抜けている県道部分、こちらが旧の24号に抜ける道になっているという、これを南のほうに流していく具体的な計画はどうですかということなんですけど、資料の2-13ページをごらんいただけますでしょうか。

「整備方針—土地利用構想図」という図面でお示ししていますように、住宅ゾーンとか史跡大安寺旧境内の北側に東西の青色で点線で示しております主要道路、こちらを大安寺の集落中を通る車をこちらのほうに流していくというような計画を持っております。現在、現況には市道があります。そちらを主要道路として将来整備していくという形になります。史跡の大安寺旧境内の中も通っていく関係から、文化財の担当とも協議しながら、整備の内容とか方法を現在探っている途中であります。こちらが旧24号に出るルートに考えている状況でございます。

朝廣委員 ということは、将来的にこの大安寺の南側の道路も拡幅工事が行われるということでしょうか。

事務局 はい、その予定でございます。

あと付け足しで申しわけないんですが、南方面へは西九条佐保線そのまま南方面に行っていただく、こちらが都市計画道路になっておりますので、市で整備を検討しております。その結果、交通は分散すると考えております。

朝廣委員 ありがとうございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、じゃ、次。

下村委員 すみません。先ほどもそうなんですけれども、防災のお話をしてい

ただいたときに、特にインバウンドであるとかグローバルなことを考えたときに、この国際文化観光の意識を持って動くのであれば、なおのこと人の流れとともに物の流れということもぜひ意識していただきたいなと思っております。

特に今回いただいた道路のエリア、ここから東、とにかく道が狭くなってしまうとトラックなんかはほぼ通行ができないわけなんです。それと帰宅困難者の方があらわれたりした場合でも、必ず物資の輸送というのが必要になってまいります。そういうところをどのように確保するのかということもご検討の中に加えていただけていると思うんですが、一切書面の中にあらわれていないというのを懸念しております。ご検討いただきたいと思いますが、あるようであればお知らせいただけたらありがたいです。

会 長       これは何か事務局でお答えできるような情報をお持ちですか。なければご要望ということですので、ご意見は。何かありますか。

事務局       一応、奈良インターチェンジ周辺のまちづくりの計画の中で、こういう新たな土地利用、構想を持っている、さらに人、物が集まってくる、ということになりますので、そういった部分についても、今後、位置づけとか地域防災計画のほうにも反映していく部分が必要かなと考えております。ご意見としていただいております。ありがとうございます。

会 長       じゃ、引き続きどうぞ。

下村委員     熊本の震災の場合でもそうだったんですけども、今まで起こっている震災であったり、何が問題なのかということ、やっぱり道路の幅もそうなんです、道路の高さであったり、もっと問題なのは道路の地盤、こういうところが震災のときに物資の輸送に大きく影響しております。恐らく物資の輸送ということが後回しになってしまったときに、人の防災ばかり進めていったとしても、結果的には本質的な防災にはつながらないというふうに考えますので、ぜひ早期にご検討いただいて、ご意見頂戴できたらと思っております。

そうしますと、この国際文化的な観光をより充実した判断で決裁できると思いますので、ご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長       はい。じゃ。

前迫委員     先ほど大窪委員のほうからかなり詳しく論点なんかもご説明いただいて、それをお聞きして改めて思うのは、例えば2-13とかを見ていると、歩行者・自転車ネットワークとか歴史の道というこの辺、今のご意見と反対のようであって一致していると思っておりますけれども、やっぱりこのよさというのは、歩行者、人を大事にするとか安全に歩いていけるとか、車も人を気にしなくてもきちんと大型

の車がきちんと通れるとか、そこのめりはりというか、人とか、歩行者と自転車あわせて人を優先にしつつ、歴史とか自然のよさが発揮できる道路づくりというのが多分目玉になるし、観点とか論点になるんだろうと思って拝見しているところがあるんですが、そうしたときに2-17あたりは今そうはなっていないと、混在していて歩行者も自転車も危険だし、車も通りにくそうであると。

そうすると、大窪委員がご指摘のとおりなんですけど、ここを暗渠にするとか、田んぼがあるんですけども、その水辺を潰して道路にするようなことは多分なさらないだろうとは思いますが、どのように水辺を生かして農業景観を楽しみ、あるいは歴史を感じながら人が歩き、車と人が安全に走れる道路になるのかということところがちょっと見えにくいというところが感じる場所があるので、そこをもう少し突っ込んで補足的にご説明いただきたいということと、例えば2-19を見たときに、ご説明を聞いていて、大窪委員のご説明で、ああ高架になるのかとちょっとわかったんですけども、ここから人がどう動いていくのか。自転車がここをどう、ここは自転車入らないんですかね、この交通島とかになっている、新駅と交通島があって道路につながっているところの人が、多分一般車の乗降があるので、タクシー乗り場もあるので、この辺人が新駅から出て通過するのは周辺なのかなとか思うんですが、ここに自転車が乗り入れたときにどう動くんだろうとか、その辺のちょっと細かいことですみませんが、やっぱり人の動きが見えないと車の動きが見えないし、車優先ではなくて人を優先にして車が走りやすくするというその辺がちょっとこの図面から見てとれにくいので、そこら辺を補足的にさせていただけるとありがたいんですが、説明いただくとありがたいと思います。

事務局

お話しいただいています水辺を大事にするとか、農業空間、今現在、農地が広がっているところがございます。ちょうど写真が写っているところが東口駅前広場に当たる部分になりますが、現在は農地が広がっていることがご確認いただくとお思います。こちらの場所については、交通施設ゾーン用地ということで、農業を継続していただくような土地利用は将来的には考えておりません。

ただこういった水辺空間、農業空間、そういった環境を考慮するという部分も必要ですので、2-13ページで土地利用構想をお示ししている中で、住宅ゾーンという黄色のエリア、このエリアをそういった水辺とか農業とか、土地所有者様のご意向も踏まえながら残していく部分かなと考えております。あと大安寺旧境内、大安寺に隣接しておる地域でありますので、そういった自然景観も必要な部分かと思っております。

また、歩行者や自転車のネットワークとして2-13でも東西、一

部南北の区間を含めて示しておりますが、2-10ページで書いておりますように、東口広場は、バスバース、観光用パークアンドライド駐車場、その駐車場内へのレンタサイクルポート設置などにより、歩行者も自転車利用の方も含めた観光者に対するサービスができる空間かなと考えております。

以上でございます。

前迫委員 すみません。そういったサービスがあるということは、自転車と歩行者が安心して通行できるというシステムになっているということでもよろしいということで、ちょっと図面の中ではわかりにくいけれども、なっているということでもいいですか。

事務局 現在のところ構想ということで東側をそういうエリアと考えておりまして、具体的にこれから先については、今後詳細検討していく部分でありますので、このような位置付けだけはしているという状況です。

前迫委員 ありがとうございます。

前段のところで、2-17の農業景観というのは、今後継続されないののように聞こえたんですが、そこはどうですか。この農業景観は継承しないけれども、ほかでということですか。

事務局 2-17に農地が写っております写真がございますが、ちょうどその場所は交通施設ゾーンというゾーンの付近を写している形になります。この場所については土地利用を転換いただく必要が出てくると考えております。

前迫委員 2-5の農地及び旧集落とありますけれども、西ノ京ゾーンとか、農業景観とか歴史景観を重要視するポイントがあると思うんですが、その辺はこううまくつながっていくわけですか。自転車でサイクリングしていて農業景観を楽しめるところ、歴史を楽しめるところがずっとつながっていているというようなイメージで道路はつくられていくと思ってよろしいでしょうか。

事務局 当然ながら薬師寺方面から新駅に向かうルート、かなり田園地域が広がっております。あと24号を通過しまして新駅のほうに向きましては市街地になっていくと。あと新駅から大安寺の史跡に向かう一部住宅ゾーンを通過する部分については、一部農地が広がるような空間も場合によっては考えられるということなんですが。

前迫委員 ここは自転車を乗りながらあるいは人が歩くときに農業景観を楽しむゾーンにしようとか、歴史を楽しむゾーンにしようということで道路計画をつくっていらっしゃるということでもよろしいですね。

事務局 一応ルートはそういうルート設定を考えております。ただ住宅ゾーンの部分については、農業用地については集積した形での土地利用転換を一部図っていく部分かなと考えております。

前迫委員 詳細が私もわかっていなくてお聞きしているところがあるので申し訳ありません。要するにこの土地のよさが何かということはもう前段で十分議論されているだろうとは思っていますので、それを十分に反映する形で、人を生かすということが結局は車も通りやすくなるというところにつながるだろうと思うので、どうしても車優先的な、ここはそうじゃないと思いますけれども、結構都市部で見えていたら車優先で、人はすごい通りにくくなってしまったというようなところもあるので、人を優先に考えるところが結果としては車がうまく安全に通れるということになるかなと思うので、意見としてよろしくお願ひしたいと思います。

会 長 じゃ、ほかよろしいでしょうか。

じゃ、川村委員。

川村委員 2-5と2-13を見てみますと、2-13で土地利用の構想として健康福祉ゾーンとされている部分が2-5で、ここが浸水想定区域に含まれているということになっているかと思ひます。先ほどのお話だと、広場の付近の農地については農地から転換されるということで、農地を廃止されるとまたその土地の農地が持っていた保水力というのが失われますので、より浸水の危険性が高まる可能性があるのではないかと思ひれます。

県のほうで総合治水対策を検討しておられて、その中ではもちろん程度によりますけれども、浸水危険地域については利用自体を控えるということをもう検討しないといけないような状態のようですねけれども、この部分の治水については市のほうではどういうふうにお考えでしょうか。

会 長 事務局お願ひします。

事務局 2-13の健康福祉ゾーン、こちらがちょうど佐保川とJRとの間に囲まれているという部分で、佐保川が氾濫したときに浸水するというエリアになっております。佐保川につきましては、奈良県管轄の浸水対策で河床の床下げ等、整備が進んできておるということで、この辺は解消される部分かなと思ひんですが、東口広場とか新たに農地を土地利用転換するに当たりますとは、それに見合う、対応する調整池等、洪水防止対策とかを検討していく部分かなと考へております。

会 長 よろしいでしょうか。

じゃ、ほかに何か。

じゃ、ないようでしたら、もうこの件につきましても皆様からたくさんご意見いただきまして、しっかりと県のほうにお伝ひしたいと思ひます。

この変更案につきましてはご了承いただけますでしょうか。

(挙手)

会 長	<p>異議なしということだと思います。</p> <p>了承いただいたということにいたします。</p> <p>以上で、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>その他、事務局から何かございますか。</p>
事務局	事務局からはございません。
会 長	<p>わかりました。</p> <p>それでは、委員の皆様方には本日長時間にわたり……、はい、何か。</p>
山本委員	<p>先ほど1のほうで、松石委員が質問なさっていた資料として提出できるものがあるのかないのか、それを確認しておきたいのと、それから先ほどたくさんの委員の皆さんから意見が出ました。もちろん私たち、市の決定については賛成しましたがけれども、それがどれだけ、これだけたくさんの意見が出たわけですから、それがどれだけ考慮されたのかというのは、私たちやっぱり確認する必要があるのではないかというふうに思いますので、そこら辺を確認する場といたしますか、確認する報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
会 長	事務局のほうで、今日。はい、松石委員。
松石委員	<p>先ほど申し上げたのは、本日のこの資料としては出ていないけれども、これは当然公文書ですから、私は必要な手続きをとって奈良市の情報公開条例に基づいて資料をとりますが、今後はこういう審議会のところで私たちが判断するのにできるだけ資料を添付してくださいね、このような趣旨で申し上げました。</p>
会 長	それは事務局のほうとしては、その考えはどうですか。
事務局	<p>松石委員がお話しいただいています意見書について、できるだけ詳細に内容とわかるような形で、次回以降、審議会資料として添付させていただきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会 長	<p>そういうことですので、今日いろいろご意見いただいたこと、議事録も多分つくられるはずですから、その中でこういう意見があったということを残していただければ、また後で確認できると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>すみません、途中になりましたけれども、本日は本当に議長の不手際で長時間になりましたけれども、委員の皆様方にはご熱心にご審議いただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして、第110回の奈良国際文化観光都市建設審議会を終了いたします。</p>
<b>閉 会</b>	
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>伊藤会長を初め、委員の皆様方、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。</p>

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。まことにありがとうございました。

資料	<p>【資料1】 1-1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）について 《市決定》</p> <p>1-2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更（案）について 《市決定》</p> <p>1-3 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（案）について【大宮通り交流拠点地区地区計画】 《市決定》</p> <p>2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更（案）について</p> <p>3. 4. 128号 大安寺柏木線（JR新駅西口駅前広場を含む） 《県決定》</p> <p>【資料2】 次第</p> <p>【資料3】 審議会委員名簿</p>
----	---